

平成19年 6月28日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目17番 6 号  
岡三ホールディングス株式会社  
取締役社長 加 藤 哲 夫

## 第69期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第69期定時株主総会において、次のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項
1. 第69期（平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第69期（平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記内容について報告いたしました。

### 決議事項

#### 第 1 号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は 1 株につき15円と決定いたしました。

#### 第 2 号議案 定款一部変更の件（ 1 ）

本件は、原案のとおり承認可決されました。なお、変更の内容は、次のとおりであります。

(変更の理由)

(1) 当社取締役会は、平成19年4月27日開催の取締役会決議により、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上の取組みとして、当社に対する濫用的な買収を未然に防止するため、「大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下、「本対応方針」といいます。)を導入いたしました。本対応方針は、同日付で発効しておりますが、本対応方針の株主の皆さまに与える影響に鑑み、本対応方針の導入等に際して、株主の皆さまのご意思をより反映させる機会を設けるため、当社が、取締役会の決議により、当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)を定めたときは、株主総会の決議をもって株主の皆さまのご意思を確認するための規定を新設いたしました。

(2) 上記変更に伴う条数の変更を行いました。

(変更の内容)

(下線は変更部分)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
( 新 設 )	<u>第19条(株主総会決議事項)</u> <u>当会社の株主総会は、法令および本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社株券等の大規模買付行為に関する対応策の基本方針およびその基本方針に基づく具体的な取組みをその決議により定めることができる。</u> <u>前項の当会社株券等の大規模買付行為に関する対応策の基本方針およびその基本方針に基づく具体的な取組みを定める決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u>
第19条～第38条 ( 条文省略 )	第20条～第39条 ( 現行どおり )

第3号議案 定款一部変更の件（2）

本件は、原案のとおり承認可決されました。なお、変更の内容は、次のとおりであります。

（変更の理由）

現行定款第2条（目的）について、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）の施行により、「証券取引法」（昭和23年法律第25号）の題名が「金融商品取引法」に改められ、証券業が金融商品取引業へと改称されるとともに、金融商品取引業の対象として新たに投資運用業、投資助言・代理業等が加えられることに対応いたしました。

なお、本決議に基づく定款一部変更の効力は、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）および「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）の施行日をもって、発生することといたしました。

（変更の内容）

（下線は変更部分）

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>第2条（目的）            当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p><u>1．証券取引法に規定する証券業</u></p> <p><u>2．投資信託および投資法人に関する法律に規定する投資信託委託業、ならびに有価証券投資に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業および投資一任契約に係る業務</u></p> <p><u>3．その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務</u>            当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。</p>	<p>第2条（目的）            当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p><u>1．金融商品取引法に規定する金融商品取引業</u>            （ 削 除 ）</p> <p><u>2．その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務</u>            当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。</p>

第4号議案 取締役2名選任の件

本件は、原案のとおり、野中計彦および田中健一の両氏が再選され、就任いたしました。

第5号議案 退任取締役へ退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり、平成18年10月31日付をもって取締役を辞任いたしました関本良平氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その金額、時期、方法などは、取締役会にご一任いただくことに承認可決されました。

第6号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

以上